

「吉見町地域福祉計画・地域福祉活動計画（素案）」に対するパブリックコメント
の実施結果について

1. 実施時期 令和6年1月5日（金）から令和6年1月26日（金）まで
2. 意見の件数 2件
3. 意見提出者数 2名
4. 意見の提出方法 電子メール 1件
郵送 1件
ファックス 1件
直接書面提出 1件
5. 意見の概要 貴重なご意見をお寄せいただき、ありがとうございました。
以下のとおり、町の考え方をまとめ、公表いたします。

No	項目	意見の概要	町の考え方
1	P28 (■ あなたは、 次の内容を知っ ていますか。)	<p>設問に対し認知度が低い か、ほとんど認知されていな いという現状が浮き彫りに なっています。これを受けて 行政は、「周知啓発に努める ことが必要」と結んでいま す。町が意気込めば意気込む ほど、町がやってくれるから 大丈夫、町がやるべき、とい う意識を植え付ける可能性 があり、議論の途中経過を軽 視して、結論を急ぐ社会に進 む思いです。</p> <p>そこで、行政が一方向的に周 知啓発に努めるのではない、 「なぜ福祉が大事なのか」 「なぜ地域で支え合うのか」 を自治会や小地域福祉活動 で議論する方が、町民同士の 議論や意見交換につながら ると思います。そうした機運の 醸成に努める、という表現に 抑えてはいかがでしょうか。</p>	<p>相互扶助を含めた町の目指す 地域福祉のあり方につきましては、第1章・第2節地域福祉に ついてを掲げております。また、 第4章では、施策ごとに地区懇 談会で出た意見等を取りまと め、「町民や地域にできること」 としてお示しをさせていただい ております。</p> <p>今後、計画の策定に当たり、 ご意見を基に記載（表現）につ いて検討するとともに、町全体 が一体となり福祉意識の醸成が 図られるよう計画推進の参考と させていただきます。</p>

2	<p>P 5 7 (基本施策 I 包括的な支援体 制の充実)</p>	<p>若年性認知症や高次脳機能障害について、介護保険担当課と障害福祉担当課が連携して相談対応する体制作りを計画に記してください。</p>	<p>第 4 章・基本目標 2・基本施策 I の現状と課題及び施策の方向性で、困りごとを抱える人の相談を総合的に受け止め、支援につなぐ相談窓口の設置を検討するものとし、複数の関係部署や関係機関との連携強化を念頭としております。</p> <p>そのため、記載につきましては、素案の通りとさせていただきます。</p> <p>なお、ご意見につきましては、計画推進の参考とさせていただきます。</p>
---	---	--	--